

# 群馬大学共同教育学部教務委員会内規

令和2.4.1 制定

## (趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部常置委員会に関する内規第6条の規定に基づき、群馬大学共同教育学部教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 委員会は、教務、体験的科目、介護等体験、資格付与及び国際交流等（以下「教務等」という。）に関する事項について学部長を補佐することを目的とする。

## (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業計画の立案及びこれに伴う講座等間の連絡調整に関する事項
- (2) 試験に関する事項
- (3) 体験的科目及び介護等体験に関する事項
- (4) 認定講習等の計画立案及びその渉外関係に関する事項
- (5) 資格付与及び国際交流に関する事項
- (6) その他教務等に関する必要事項

## (組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務委員長
  - (2) 各部から選出された教員5人
- 2 前項第2号の委員は、毎年度各部から選出するものとし、委員数は1年度毎に1人又は2人とする。ただし、委員長が所属する部については、その部が当該年度に選出する委員から1人を減じて選出するものとする。

## (任 期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

## (報 告)

第8条 委員会の審議結果は、教授会へ付議するものを除き、教授会の構成員に報告するものとする。

## (部 会)

第9条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会については、別に定める。

## (事 務)

第10条 委員会の事務は、教務係長が処理する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。